

『厚生労働省の所管する実施機関に  
おける動物実験等の実施に関する  
基本指針』について

平成20年2月23日

WC6 フォローアップシンポジウム

- 策定の背景及び経緯
- 基本指針の位置づけ
- 基本指針の内容
- 特徴
- 今後

# 策定の背景及び経緯(1)

## 動物実験の適正な実施

日本学会会議「動物実験ガイドラインの策定について」(勧告)(昭和55年)

文部省「大学等における動物実験について」  
(昭和62年文部省学術国際局長通知)



日本学会会議「動物実験に対する社会的理解を促進するために(提言)」(平成16年)

国内統一ガイドラインの策定

自主管理の客観性・透明性確保のための第三者評価

# 策定の背景及び経緯(2)

## 実験動物の適正な飼養及び保管

### 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正

(平成17年法律第68号)

『苦痛の軽減』に加え『代替法の利用』『動物利用数の削減』が盛り込まれ、「3Rの原則」が明記された。

### 環境省「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)の策定

法律改正を受け、動物の福祉の観点から3Rの原則を盛り込んだ実験動物の取扱い等が規定された。

# 策定の背景及び経緯(3)

文部科学省所管の研究機関等を対象とする  
「研究機関等における動物実験等の実施に  
関する基本指針」の検討

(平成18年文部科学省告示第71号)



「厚生労働省の所管する実施機関における動  
物実験等の実施に関する基本指針」

(平成18年6月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)

# 基本指針の内容(1)

前文

第1 総則

1 目的

2 定義

(1) 動物実験等

(2) 実験動物

(3) 実施機関

(4) 動物実験計画

(5) 動物実験実施者

(6) 動物実験責任者

# 基本指針の内容(2)

## 第2 実施機関の長の責務

- 1 実施機関の長の責務
- 2 機関内規定の策定
- 3 動物実験委員会の設置
- 4 動物実験計画の承認
- 5 動物実験計画の実施結果の把握
- 6 教育訓練等の実施
- 7 自己点検及び評価
- 8 動物実験等に関する情報公開

# 基本指針の内容(3)

## 第3 動物実験責任者の責務

- 1 動物実験計画の策定
- 2 動物実験計画の実施計画の報告

# 基本指針の内容(4)

## 第4 動物実験委員会

- 1 動物実験委員会の役割
- 2 動物実験委員会の構成

## 第5 動物実験等の実施上の配慮

- 1 科学的合理性の確保
- 2 安全管理

## 第6 実験動物の飼養及び保管

## 第7 その他

# 特 徴(1)

- 目的
- 適用範囲
- 実施機関
- 自己点検及び評価結果の検証
- 情報公開
- 動物実験責任者の責務
- 準用

# 特 徴(2)

- 適用範囲

厚生労働省の施設等機関

厚生労働省所管の

独立行政法人

公益法人

その他の法人

- 準用

地方公共団体の設置する衛生に関する試験検査  
研究施設(地方衛生研究所、保健所等)及び病院  
等

# 今 後

- 実施機関における着実な実施・運用
- 厚生労働科学研究費補助金の交付にあたっての遵守義務づけ

違反して研究を実施した場合は、採択の取消し、交付決定取消し、返還等の処分を行うことがある。